

ID: 1791

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	管理協定の締結の認可		
<b>法令名 根拠条項</b>	都市緑地法 第24条第5項		
<b>法令番号</b>	昭和48年法律第72号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第24条第5項及び第26条の規定による。                  (管理協定の締結等)</p> <p>第24条</p> <p>5 第1項の緑地保全・緑化推進法人が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。                  (管理協定の認可)</p> <p>第26条 市町村長は、第24条第5項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請手続が法令に違反しないこと。                  (2) 管理協定の内容が、第24条第3項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。</p> <p>都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年4月1日